

## みたけ創生！若手職員政策検討プロジェクトチーム設置要綱（案）

## （設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称。以下「総合戦略」という。）を策定するにあたり、子育て支援や若者移住、観光施策などの施策を部局横断で研究し、町の施策展開に活かしていく必要がある。また、若手職員がこれらの研究活動を行うことで個々の政策形成能力の育成を図り、組織の活性化を促進させるため、みたけ創生！若手職員政策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

## （任務）

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- （1）総合戦略策定に係る検討に関すること
- （2）総合戦略に掲げる施策の提案、提言に関すること
- （3）政策研究に係る勉強会、研修等の実施に関すること
- （4）その他、プロジェクトチーム設置の目的を達成するために必要な事項

## （構成）

第3条 プロジェクトチームは、平成27年7月1日時点で、年齢35歳以下の職員のうち、町長が指名をしたものをもって組織する。

- 2 プロジェクトチームに総括者及び副総括者を置き、それぞれ構成員の互選によりこれを定める。
- 3 プロジェクトチームに研究サポーターを置くことができる。

## （設置期間）

第4条 プロジェクトチームの設置期間は、第2条の任務が完了されたと町長が判断したときまでとする。

## （庁内組織の協力）

第5条 プロジェクトチームの活動に対しては、すべての部局が積極的に協力するものとする。

## （報告等）

第6条 このプロジェクトの推進にあたり、総括者は、町長に対して定期的に報告を行い、必要に応じて町長の指示を受けるものとする。

## （庶務）

第7条 プロジェクトチームの庶務は、総合政策を対策を担当する課において処理する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、総括者がプロジェクトチームの会議に諮って定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。